

平成~~19~~20年度

グローバルCOEプログラム公募要領

平成~~18~~19年12月
文部科学省

目 次

| | |
|--|---|
| 1. 事業の背景・目的 | 1 |
| 2. 事業の概要 | |
| (1) 公募の対象 | 1 |
| (2) 申請者・申請内容等 | 2 |
| (3) 経費の範囲 | 3 |
| (4) 事業期間 | 4 |
| (5) 分野構成・選定件数・事業規模 | 4 |
| 3. 審査方法等 | 6 |
| 4. 申請方法等 | |
| (1) 申請書類 | 6 |
| (2) 申請手続 | 6 |
| (3) その他 | 7 |
| 5. その他の留意事項 | |
| (1) 補助金の執行に関する留意事項 | 7 |
| (2) 評価 | 8 |
| (3) ライフサイエンス研究に係る生命倫理や安全確保に係る指針等について | 8 |
| (4) 公表等 | 8 |
| (5) その他 | 9 |
| 6. 問い合わせ先・スケジュール等 | 9 |
| (別添1) 「グローバルCOEプログラム」審査要項 | |
| (別添2) 平成 19 20年度「グローバルCOEプログラム」拠点形成計画の概要、 将来構想等調書、拠点形成計画調書及び教育研究活動調書 作成・記入要領 | |
| (別添3) 平成 19 20年度「グローバルCOEプログラム」申請カード・拠点組織 表・関連分野研究者表 作成・記入要領 | |

1. 事業の背景・目的

〔背景〕

我が国の大が、世界トップレベルの大学と伍して教育及び研究活動を行っていくためには、第三者評価に基づく競争原理により競争的環境を一層醸成し、国公私立大学を通じた大学間の競い合いがより活発に行われることが重要であることから、文部科学省においては、大学の構造改革の一環として、平成14年度から、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを目指す「21世紀COEプログラム」を実施しています。

「21世紀COEプログラム」により、大学改革の推進、優れた若手研究者の育成、新たな学問分野の開拓や研究水準の向上などが図られてきましたが、知識基盤社会、グローバル化の進展のなかで、国際的に第一級の力量をもつ研究者の育成は益々その重要性を増しており、平成17年9月の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」や平成18年3月に閣議決定された「科学技術基本計画」においても、より充実・発展させた形でポスト「21世紀COEプログラム」を実現することが必要であるとされています。

これらを踏まえ、学際・複合・新領域も含めたすべての学問分野を対象として、特に、産業界も含めた社会のあらゆる分野で国際的に活躍できる若手研究者の育成機能の抜本的強化と国際的に卓越した教育研究拠点の形成を図るため、平成19年度から、「グローバルCOEプログラム」を実施します。

〔目的〕

本事業は、我が国の大院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とするものです。

2. 事業の概要

(1) 公募の対象

国公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）である大学）における以下のような大学院研究科専攻等（博士課程レベル）が、国際的に卓越した教育研究拠点を形成するための事業計画を対象とします。

① 大学院研究科専攻（博士課程レベル）（区分制の場合は後期3年間を、一貫制の場合は区分制に相当する3年間を、医・歯・獣医学についてはこれらに相当する4年間とします。）

複数専攻の組み合わせ、複合的な専攻の場合は専攻の細分単位、学校教育法第66条ただし書に定める組織に係るものも含みます。

② 大学附置の研究所、研究センター等（博士課程レベルの学生の教育に実質的に参画するとともに研究の水準が博士課程レベルに相当すると認められ、国公私立大学とも学則等により正式に認められているものとします。）の研究組織、複数研究組織の組み合わせ

③ 上記①と②の組み合わせ

また、大学としての戦略性の観点から、複数の専攻等を有機的に組み合わせることに意義がある場合には、そのような組み合わせによって申請を行うことが期待されます。

（2）申請者・申請内容等

- 本事業の事業者は大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体）、申請者は大学の学長です。事業者には、研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）が交付されます。
- 本事業の事業推進担当者は、拠点となる専攻等の構成メンバーのうち、当該拠点形成を担う者で計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行に責任を持つ者を指します（名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない者は、事業推進担当者とすることはできません）。事業推進担当者をとりまとめ、当該プログラム全体の遂行に関して責任を持つ者を拠点リーダーとします。拠点リーダーは、専攻等に所属する常勤の教員とし、拠点リーダーを除く事業推進担当者は、専攻等に所属する常勤又は非常勤の教員としてください。また、他の大学等に所属する者を事業推進担当者とする場合は、連携先の機関に所属する常勤又は非常勤の者としてください。
- 事業推進担当者は、2つ以上の申請に係わることはできません。（平成19年度に「グローバルCOEプログラム」に採択された拠点の事業推進担当者は、今回の申請に係る事業推進担当者となることはできません。なお、平成15、16年度に「21世紀COEプログラム」に採択された拠点の事業推進担当者が、今回の申請に係る事業推進担当者となることは妨げませんが、当該申請が採択された場合においては、「21世紀COEプログラム」の拠点の事業推進担当者を辞退することになります。この場合、「21世紀COEプログラム」の継続実施について支障が生じないことが前提となります。）
- 「21世紀COEプログラム」、「グローバルCOEプログラム」を含む国や独立行政法人の競争的資金制度（※別紙参照）において、研究費の不正使用等を行った研究者については、当該不正使用等に伴って研究費等を返還した翌年度から一定期間は、事業推進担当者になることはできません。
- 学長を中心としたマネジメント体制の下、どの専攻等を如何にして国際的に卓越した教育研究拠点に育成するかという大学の将来構想、専攻等の拠点形成計画、教育研究活動等をとりまとめ、学長から文部科学大臣宛に必要な調書を提出してください。（ただし、調書の提出先は日本学術振興会です。6頁4.（2）参照。）
- 事業計画の内容は、専攻等が行っている教育研究活動の全てにわたる必要はなく、具体的に拠点形成を目指すものに焦点を絞ることが期待されます。
- 拠点形成は原則として同一大学内の組織により行われるものと想定していますが、将来的な拠点構想が明確となっており、他の大学等（国内外の研究機関を含む。）との連携が拠点形成に必要不可欠である場合、以下の要件を満たしていれば、当該計画も申請対象とします。
 - ・拠点となる大学を明確にし、当該拠点大学に拠点リーダーを置き、かつ、事業

推進担当者の概ね 70 %程度以上が所属するとともに、直接経費の 50 %以上の使用を予定していること

- ・連携先の機関に所属する者が事業推進担当者に含まれていること
- ・連携先の機関と拠点形成計画に係る文書を取り交わしていること

また、他大学の大学院研究科専攻等（博士課程レベル）との連携の場合、当該他大学の博士課程学生の教育についても拠点形成計画に含むことが可能であり、この場合、補助金はそれぞれの大学に交付することを予定しています。（ここでいう大学とは、学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）です。）

- 内容の詳細については、別添 2 「平成 19-20 年度『グローバル COE プログラム』拠点形成計画の概要、将来構想等調書、拠点形成計画調書及び教育研究活動調書 作成・記入要領」を参照してください。

（3）経費の範囲

- 申請できる経費は、本事業計画の遂行に必要な以下の経費です。申請に当たっては、事業計画の実施期間（5 年間）における所要経費を提出していただきますが、各年度の補助金額は、本補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定されることとなります。
- 2 年経過後に行われる中間評価の結果は、第 4 年次以降の補助金額の決定に反映されます。
- 教育研究拠点の形成に直接的に必要な経費（直接経費）の 30 %を機関の管理等に必要となる経費（間接経費）として交付する予定です。
- 経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

【設備備品費】

本補助金は、物品購入を目的とするものではありませんが、本事業計画の遂行上、必要不可欠な設備備品費については使用できます。

また、設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できます。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費）について使用できます。

【人件費】

本事業を遂行するに当たり必要な研究支援、労働、専門的知識の提供等の協力を得た人に対する諸謝金・賃金について使用できます。

【~~その他事業推進費等~~】

本事業を遂行するために必要な消耗品費、借料・損料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費等）、会議費、委託費、招へい外国人滞在費、その他大臣が認めた経費についても使用することができます。

消耗品費については、消耗器材、薬品類、飼育動物の飼料その他の消耗

品の代価及び備品に付隨する部品等の代価です。

他の大学等と連携した取組について、委託費として連携先の機関で経費を使用することが可能です。また、事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても他に委託して行わせることができます。委託費の総額は、補助金額の50%を超えないようにしてください。

この他、酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費、学生に対する学資金の援助のための経費等、本事業の遂行と直接関連のない経費には使用することができませんが、本事業として行われる国際会議・国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用できます。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することはできません。

- 上記の経費の範囲内において、本補助金の使途として、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・大学院学生に高度な研究能力をつけさせるために必要な教育の経費
- ・TA、RAなど、優秀な博士課程学生に生活費相当程度の経済的支援を行うのに必要な経費やポスドクの雇用に必要な経費
- ・若手研究者が自立してその能力を十分に發揮して研究を実施できる環境の整備に必要な経費
- ・世界トップレベルの又は第一線で活躍する研究者・教員を国内外から雇用
　・招聘するために必要な経費
- ・世界トップレベルの大学等との共同での教育プログラムや研究の実施に必要な経費
- ・シンポジウム等を企画・開催するための経費
- ・教育研究支援職員の雇用等に必要な経費
- ・最先端研究を拠点として推進するために共同で使用する設備の購入等に必要な経費
- ・教育研究スペースの確保に必要な経費
- ・海外の拠点設置に必要な経費 等

(4) 事業期間

5年間を原則とします。ただし、2年経過後に行われる中間評価等を踏まえ、補助が打ち切られることもあります。

(5) 分野構成・選定件数・事業規模

①分野構成

「21世紀COEプログラム」と同様の9分野で構成し、平成19年度は、うち、「生命科学」、「化学、材料科学」、「情報、電気、電子」、「人文科学」、「医学系」、「数学、物理学、地球科学」、「機械、土木、建築、その他工学」、「社会科学」「学際、複合、新領域」の5分野を対象とします。

②分野構成と申請の関係

申請拠点毎に、①の5分野の中から審査を希望する分野を一つだけ選んで申

請してください。（一つの申請が複数の分野にまたがる場合も、審査を希望する分野を1つに決めて提出してください。）

1大学から同一分野に複数申請することも、1大学から（複合的な専攻の場合は1専攻から）複数の分野に申請することも可能です。

③選定件数

申請状況、事業内容等を勘案の上、各分野毎に10～15拠点程度とします。

④事業規模

事業内容等を勘案の上、1件当たり年間5千万～5億円程度とします。（分野等に応じた適正な規模の申請が期待され、5千万円以下の申請も可能とします。）

<申請にあたり特にご留意いただきたい事項>

- 本事業の目的に鑑み、個別の研究プロジェクトの寄せ集めではなく、教育研究拠点を形成するためのプログラムであること。
- 大学院博士課程レベルの教育研究を対象とした事業であり、社会のあらゆる分野で国際的に活躍できる若手研究者が養成される拠点形成プログラムであること。また、若手研究者の研究環境の整備や博士課程学生の経済的支援の強化を図るプログラムが期待されること。
- 平成18年3月に閣議決定された「科学技術基本計画」において「フェローシップの拡充や競争的資金におけるリサーチアシスタント等としての支給の拡大等により、博士課程（後期）在学者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指すこと」とされたことを踏まえ、博士課程学生の経済的支援の強化を図るプログラムが期待されること。
- 「21世紀COEプログラム」に採択されている拠点においては、その成果等を更に発展させるプログラムであること。

| 分野 | 分野の例示（下注参照） |
|---------------------|--|
| ○生命科学 | 生物科学、農学、薬学 等、 その他「生命科学」を主とする複合分野 |
| ○医学系 | 医学、歯学、看護学、保健学 等、 その他「医学系」を主とする複合分野 |
| ○化学、材料科学 | 化学、材料科学、金属工学、プロセス工学 等、 その他「化学、材料科学」を主とする複合分野 |
| ○数学、物理学、 地球科学 | 数学、基礎物理学、応用物理学、天文学、地球惑星科学 等、 その他「数学、物理学、地球科学」を主とする複合分野 |
| ○情報、電気、電子 | 情報学、システム、ソフトウェア、材料・デバイス、 電気通信工学 等、 その他「情報、電気、電子」を主とする複合分野 |
| ○機械、土木、建築、 その他工学 | 機械工学、土木工学、建築学 等、 その他「機械、土木、建築、その他工学」を主とする複合分野 |
| ○人文科学 | 哲学、文学、言語学、史学、人文地理学、文化人類学、 心理学、教育学、芸術 等、 その他「人文科学」を主とする複合分野 |
| ○社会科学 | 法学、政治学、経済学、経営学、社会学 等、 |

| | |
|----------------------|--|
| | その他「社会科学」を主とする複合分野 |
| ○学際、複合、新領域 | 医工学、生活科学、環境学、エネルギー科学、地域研究、その他複合分野及び新たな領域 |
| 学際、複合、新領域 | |

(注) 分野の例示は、各分野の広がりをイメージするための参考として記載しているものであり、これらに限定したり、当該分野を固定化することや、分野の融合を妨げる趣旨ではない。

○：平成19-20年度公募対象分野

3. 審査方法等

本補助金交付先の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「グローバルCOEプログラム委員会（以下「プログラム委員会」という。）」において行われます。

審査方法等の概要は、別添1「『グローバルCOEプログラム』審査要項（抄）」を参照してください。

なお、審査の過程で、調書等をもとにヒアリングを行う場合がありますが、本年度は、概ね4月上旬から5月中旬にかけて行われる予定であり、ヒアリング対象となった計画については、別途プログラム委員会よりその旨の連絡をいたします。

ヒアリング対象計画については、国際競争力を審査・評価するという観点から、研究活動の水準等について外国人研究者によるレフェリーの意見を聞くこととしており、申請内容の一部を英語で作成し、提出していただくこととしております。所定の様式及び提出期日等については、別途連絡します。

また、調書等の内容について責任をもって対応できる拠点リーダー等におかれましては、ヒアリングに対応可能な状態にしておいてください。

4. 申請方法等

(1) 申請書類

別添2「平成19-20年度『グローバルCOEプログラム』拠点形成計画の概要、将来構想等調書、拠点形成計画調書及び教育研究活動調書 作成・記入要領」及び別添3「平成19-20年度『グローバルCOEプログラム』申請カード・拠点組織表・関連分野研究者表 作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で調書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(2) 申請手続

申請書類を、平成19-20年2月14-12日（未火）～2月15-13日（未水）（午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）の期間内に、独立

行政法人日本学術振興会に提出してください。申請書類を送付する場合は、封筒に「グローバルCOEプログラム申請書類在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地一番町事務室3階第6会議室
独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課
(グローバルCOEプログラム委員会事務局)
(電話：03-3263-0985)

(3) その他

- 提出された調書等については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った事業推進担当者について、一定期間本事業への参画を制限します。（他の競争的資金制度等においても、参画が制限される可能性があります。）
- 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- 一度選定された事業については、原則として、当初計画に基づいて5年間補助事業を実施することとなりますので、あらかじめ計画を十分に練った上で申請するようしてください。
- プログラム委員会で選定されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。

5. その他の留意事項

(1) 補助金の執行に関する留意事項

選定がなされ補助金の交付を受けた場合には、学長、事業推進担当者及び経理等事務を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

①補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出、事業の実施等を、各大学毎に学長の下、一括して行うようにしてください。

②補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理

と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年から5年間保存することにも注意してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

③不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った事業推進担当者は、以下の期間について、本事業への参画を制限します。(他の競争的資金制度等においても、参画が制限される可能性があります。)

- (i) 不正な使用等を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間 ((ii)の場合を除く。)
- (ii) 不正な使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降2～5年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

④「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく措置

~~文部科学省においては、上記ガイドラインを策定することを予定しております。各大学においては、このガイドラインに基づき、補助金の管理・監査体制の構築等を実施することが必要となりますので、間接経費を活用するなどにより、事務管理体制の強化に努めてください。なお、具体的な実施事項、スケジュール等については、別途連絡します。~~

各大学には、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備及びその実施状況等についての実施状況報告書の提出を求めることにしています。

今般の応募に当たっては、事前に文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に実施状況報告書を提出している必要がありますので、この実施状況報告書の提出がない場合の応募は認められません。

そのため、実施状況報告書を提出していない大学は、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm) の様式に基づいて、応募受付時までに上記競争的資金調整室に提出してください。また、既に他事業の応募等に際して実施状況報告書を提出している大学は、今回新たに提出する必要はありませんが、その場合は、提出日を申請カードに記入してください。

なお、提出があった場合でも、平成19年5月31日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、補助金を交付しないことがあります。

⑤その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（2）評価

2年経過後には中間評価を、事業期間終了（5年）後には事後評価をプログラ

ム委員会で行います。

中間評価の結果によっては、当初計画どおり補助金が交付されなくなることがあります（補助が打ち切られることもあります。）。

なお、評価については、プログラム委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。

（3）ライフサイエンス研究に係る生命倫理や安全確保に係る指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令又は指針等（「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律」、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」等）により必要な手続等が定められているため、当該手続等を遵守し、適切に研究を実施してください。

なお、これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本補助金の交付を取り消すことがあります。

（4）公表等

申請時に、申請大学名（専攻等名含む）、連携先の機関名、各大学ごとの申請数を公表する予定です。また、採択されたものについては、拠点リーダー名、拠点形成計画概要等についても公表する予定ですので、あらかじめ御了承ください。

また、採択された個々の拠点形成計画に関する情報（制度名、拠点のプログラム名称、拠点リーダー名、配分額及び事業期間等）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府が作成する政府研究開発データベースに情報提供することができます。

（5）その他

- 現に又は今後、国等から助成を受ける研究プロジェクト等の経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできません。
- また、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日）を踏まえ、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、申請内容の一部を府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度に情報提供する場合があるとともに、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択を取り消すことがあります。なお、他の競争的資金等の応募・受入状況についても、虚偽の記載があった場合は、採択を取り消すこと等があります。
- 研究活動への不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正行為を行った事業推進担当者については、以下の期間について、本事業への参画を制限します。（他の競争的資金制度等においても、参画が制限される可能性があります。）
 - (i) 不正行為に関与した認定された者については、2～10年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

- (ii) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について一定の責任を負う者として認定された者については、1～3年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

6. 問い合わせ先・スケジュール等

《公募要領その他の問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

(〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 (平成20年1月から変更))

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係

(グローバルCOEプログラム担当)

電話：03-5253-4111 内線3312

FAX：03-6734-3387

ホームページ：<http://www.mext.go.jp>

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《調書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル7F

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課

(グローバルCOEプログラム委員会事務局)

電話：03-3263-0985

FAX：03-3237-8015

ホームページ：<http://www.jsp.s.go.jp>

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《スケジュール》

○調書の提出期間：平成19年2月14日(木)～2月15日(金)
(午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

○選定結果の通知(予定)：平成19年5月下旬

(別紙：平成**18**年度競争的資金制度)

(文部科学省の競争的資金制度)

- 科学研究費補助金
- 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発事業（公募型）を含む）
- 科学技術振興調整費
- 21世紀COEプログラム
- グローバルCOEプログラム
- 世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
- キーテクノロジー研究開発の推進
 - 社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発
 - 次世代IT基盤構築のための研究開発
 - ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発
- 地球観測システム構築推進プラン
- 原子力システム研究開発事業
- 先端計測分析技術・機器開発事業
- 革新技術開発研究事業
- 独創的シーズ展開事業
- 产学共同シーズイノベーション化事業
- 重点地域研究開発推進プログラム
- 地域結集型研究開発プログラム等
- ~~社会技術研究開発事業（公募型）~~

(他府省の競争的資金制度)

- 食品健康影響評価技術研究（内閣府）
- 戦略的情報通信研究開発推進制度（総務省）
- 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援（総務省）
- 民間基盤技術研究促進制度（総務省）
- 消防防災科学技術研究開発制度（総務省）
- 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省）
- 保健医療分野における基礎研究推進事業（厚生労働省）
- 新技术・新分野創出のための基礎研究推進事業（農林水産省）
- 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業（農林水産省）
- 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（農林水産省）
- 产学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業（農林水産省）
- 産業技術研究助成事業（経済産業省）
- イノベーション実用化助成事業（経済産業省）
- 石油・天然ガス開発・利用促進型事業（経済産業省）
- 地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省）
- 革新的実用原子力技術開発費補助事業（経済産業省）
- 運輸分野における基礎的研究推進制度（国土交通省）
- 建設技術研究開発助成制度（国土交通省）
- 環境技術開発等推進費（環境省）
- 廃棄物処理等科学研究費補助金（環境省）
- 地球環境研究総合推進費（環境省）
- 地球温暖化対策技術開発事業（環境省）